

福岡市一時預かり事業実施要綱

第一章 総則

(通則)

第1条 福岡市一時預かり事業（以下「事業」という。）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」とし、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1号、第3号の規定及び一時預かり事業実施要綱（令和6年3月30日付け5文科初第2592号文部科学省初等中等教育局長通知、こ成保第191号こども家庭庁成育局長通知）、並びにこの要綱に定めるところによる。ただし、この事業の全部、又は、一部を市が認めた民間事業者に委託し、実施する場合は当該委託契約の仕様書に定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、保護者の通院や冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する支援が必要な場合に対応するため、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童虐待の防止及び児童の福祉向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第3条 この事業は一般型事業、余裕活用型事業いずれかの形態で実施するものとする。

第二章 一般型事業

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は、公募により選定された保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、地域子育て支援拠点等を経営する者（以下「一般型事業実施者」という。）とする。

(対象児童)

第5条 事業の対象児童は、福岡市内に居住している生後6ヶ月から小学校就学前の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）とする。また、里帰り出産、介護、非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合は、福岡市外に居住している児童も対象とする。

2 病児及び病気回復期の児童は対象から除くものとする。

(実施の要件)

第6条 事業を実施する保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、地域子育て支援拠点等（以下

「一般型事業実施施設」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。ただし、余裕活用型事業と同時に実施することはできない。

- (1) 福岡市内に所在する一般型事業実施施設であること。
- (2) 事業専用保育室を確保していること。ただし、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がないと市長が認める場合には、専用の部屋を設けなくても差し支えない。
- (3) 一時預かり事業の利用定員枠を設けていること。非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合は、定員を超えて受け入れることができる。

(実施日及び実施時間)

第7条 一般型事業実施者は年間140日(ただし、事業の実施期間が1年に満たない場合は、140を12で除して得た数に事業実施月数を乗じて得た日数(1日未満の端数切り上げ))以上事業を実施するものとする。やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

- 2 実施時間は連続した4時間以上とし、一般型事業実施者が定めるものとする。

(利用登録・申込)

第8条 保護者は、一般型事業実施者の定める方法により、あらかじめ利用登録を行うものとする。

- 2 保護者は、利用に際し、一般型事業実施者に事前に利用申込を行うものとする。

(利用回数)

第9条 対象児童一人につき、同一の月に14回を超えて事業を利用することはできないものとする。

- 2 非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合は前項に定める利用回数を超えて利用できるものとする。

(費用負担)

第10条 一般型事業実施者は、事業の実施にあたっては、あらかじめ利用料を設定すること。

- 2 前項の規定により、保護者に費用負担を求める場合は、別表1に定める一定基準(ガイドライン)を踏まえて、一般型事業実施者で定めることとする。ただし、公募時に福岡市が示した利用料の上限額を超えないこととする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の利用料を2分の1に減額することとする。
 - (1) 生活保護世帯
 - (2) 住民税非課税世帯
- 4 非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合については、第1項の利用料は、市長が別途定める。

5 一般型事業実施者は、第1項に定める利用料のほか、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、昼食代やおやつ代などの実費相当額を徴収することができる。

(保育従事者)

第11条 本事業に従事できる者（以下「保育従事者」という）は次の各号に定めるものとする。

(ア) 保育士（福岡県の区域に係る法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）

(イ) 都道府県又は市町村及び指定事業者が実施する子育て支援員研修のうち一時預かり事業又は地域型保育の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）

(配置基準)

第12条 一般型事業実施者は、規則第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定に基づき、事業の利用児童（以下「利用児童」という）の年齢及び人数に応じ、専ら事業に従事する保育従事者を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。なお、この当該保育従事者については、一時預かり事業に従事している時間においては、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 事業を担当する保育従事者は2名を下回ることはできない。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所（以下「保育所等」という）と一体的に事業を実施し、当該施設の職員（保育従事者に限る）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇できる児童数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができる。また、保育所等と一体的に事業を運営し、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。）がおおむね3人以下であることに加え、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合で当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を子育て支援員1名とすることができる。この場合においても、当該施設等にかかる利用児童数と一時預かり事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項の規定に準じて職員を配置すること。

(設備基準)

第13条 一般型事業実施者は、規則第36条の35第1項第1号イ及びホに定める設備基準を遵守すること。上記に加えて、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(保育の内容)

第14条 一般型事業実施者は、規則第36条の35第1項第1号ニに定める保育の内容に関する基準を遵守すること。

(虐待等の禁止)

第 15 条 一般型事業実施事業所の職員その他従事者は、事業を利用する乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第 15 条の 2 一般型事業実施者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（(令和 6 年法律第 69 号) 以下「こども性暴力防止法」という。）に係る国の認定を取得し、次項に定める所要の措置を講ずること。

2 こども性暴力防止法で定めるところにより、同法第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に事業を利用する乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第 16 条 一般型事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業廃止後も同様とする。

(関係書類の保存)

第 17 条 一般型事業実施者は、本要綱に基づき作成または受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

(事業開始の届出)

第 18 条 一般型事業実施者は、事業開始にあたり、福岡市一時預かり事業開始届出書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、事前に市長へ届出を行うものとする。

(届出内容の変更)

第 19 条 一般型事業実施者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を福岡市一時預かり事業変更届出書（様式第 2 号）に必要な書類を添えて、市長へ届出を行うものとする。

(事業の廃止・休止)

第 20 条 一般型事業実施者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その旨を福岡市一時預かり事業廃止（休止）届出書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、事前に市長へ届出を行うものとする。

(状況報告)

第 21 条 一般型事業実施者は、毎月の事業実施状況を、福岡市一時預かり事業（一般型）利用状況実績報告書（様式第 4 号－1）に必要な書類を添えて、翌月 10 日までに市長に報告するものとする。

第三章 余裕活用型事業

(実施主体)

第 22 条 この事業の実施主体は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を経営する者（以下「余裕活用型事業実施者」という。）とする。

(実施の要件)

第 23 条 事業を実施する保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（以下「余裕活用型事業実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。ただし、一般型事業と同時に実施することはできない。

- (1) 福岡市内に所在する余裕活用型事業実施施設であること。
- (2) 余裕活用型事業実施施設の在園児数が利用定員総数に満たない場合に実施すること。
- (3) 日々の対象児童の受入れについては保育需要に応じて弾力的に対応すること。

(実施日及び実施時間)

第 24 条 事業の実施日は、原則として余裕活用型事業実施施設の開所日と同一とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、事業を実施しても利用が見込めないなどの場合は、事業の実施を要しない日を設けることができる。

2 実施時間は、余裕活用型事業実施施設の開所時間の中で連続した 8 時間以上とし、余裕活用型事業実施者が定めるものとする。

(費用負担)

第 25 条 余裕活用型事業実施者は、事業の実施にあたっては、あらかじめ利用料を設定すること。

2 前項の規定により、保護者に費用負担を求める場合は、別表 1 に定める利用料の一定基準（ガイドライン）を踏まえて、余裕活用型事業実施者で定めることとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項の利用料のうち、別表 2 に定める額を減額すること。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 住民税非課税世帯（(1) に掲げる場合を除く）

- 4 非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合については、第1項の利用料は市長が別途定める。
- 5 余裕活用型実施事業者は、第1項に定める利用料のほか、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、昼食代やおやつ代などの実費相当額を徴収することができる。

(実施基準)

第26条 余裕活用型事業実施者は、規則第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。上記に加えて、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(状況報告)

第27条 余裕活用型事業実施者は、毎月の事業実施状況を、福岡市一時預かり事業（余裕活用型）利用状況実績報告書（様式第4号-2）に必要な書類を添えて、翌月10日までに市長に報告するものとする。

(準用)

第28条 第5条、第8条、第9条、第15条、第15条の2第2項及び第16条から第20条までの規定は、余裕活用型の事業実施について準用する。この場合において、「一般型事業実施者」とあるのは「余裕活用型事業実施者」と読み替えることとする。

(細則)

第29条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より施行する。

（福岡市一時保育事業実施要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）実施要綱の廃止）

第2条 本要綱の施行に伴い、福岡市一時保育事業実施要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）実施要綱は廃止する。

(経過措置)

第3条 本要綱施行の際、廃止前の福岡市一時保育事業実施要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）実施要綱の規定に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。

- 2 本要綱施行の際、廃止前の福岡市一時保育事業実施要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

(期間)

第4条 この要綱は令和7年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附則

(施行期日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より施行する。

(期間)

第2条 この要綱は令和11年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附則

(施行期日)

第1条 本要綱は令和8年5月1日より施行し、令和8年4月1日より適用する。

別表1 利用料のガイドライン

区分	3歳未満児	3歳以上児
4時間を超える場合	2,000円	1,000円
4時間以内	1,000円	500円

※児童の年齢は4月1日現在の満年齢による。

別表2 余裕活用型事業利用料減免加算額

区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯
4時間を超える場合	3,000円	2,400円
4時間以内	1,500円	1,200円

福岡市長様

名称

代表者氏名

福岡市一時預かり事業開始届出書

標記について、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を開始したので、同法第34条の12第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の種類 (事業類型)	福岡市一時預かり事業 (一般型 ・ 余裕活用型)		
事業の内容	※1		
経営者氏名 (法人の名称)			
経営者住所 (主たる事務所の所在地)			
職員	※2 職員数 名 (常勤 名 非常勤 名)		
事業区域	※3		
施設の名称			
施設の種類			
施設の所在地			利用定員 人
面積及び構造	施設の面積 m^2 保育室 m^2 [1人あたり m^2] 乳児室又はほふく室 m^2 [1人あたり m^2] その他 m^2 建物の構造 造 階建 (設置図、平面図を添付)		
設備	ベビーベッド 遊具 その他 ()		
事業開始年月日	年	月	日
条例、定款その他の基本約款	(書類を添付)		

- ※1 事業内容を簡潔に記載のうえ、事業計画書及び収支予算書を添付してください。ただし、インターネットを利用して内容を確認できる場合は、URL等を記載してください。
- ※2 職員の氏名、生年月日、常勤・非常勤の別、職務の内容、資格の有無、主な経歴について別紙に記載してください。
- ※3 「事業区域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部または一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。

福岡市長様

名称

代表者氏名

福岡市一時預かり事業変更届出書

標記について、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業の届出事項に変更が生じたため、同法第34条の1第2項の規定に基づき届け出ます。

事業の種類 (事業類型)	福岡市一時預かり事業 (一般型 ・ 余裕活用型)		
事業の内容	※1		
経営者氏名 (法人の名称)			
経営者住所 (主たる事務所の所在地)			
職員	※2 職員数 名 (常勤 名 非常勤 名)		
事業区域	※3		
施設の名称			
施設の種類			
施設の所在地	利用定員	人	
面積及び構造	施設の面積 m^2 保育室 m^2 [1人あたり m^2] 乳児室又はほふく室 m^2 [1人あたり m^2] その他 m^2 建物の構造 造 階建 (設置図、平面図を添付)		
設備	ベビーベッド 遊具 その他 ()		
事業開始年月日	年	月	日
条例、定款その他の基本約款	(書類を添付)		

- ※1 事業内容を簡潔に記載のうえ、事業計画書及び収支予算書を添付してください。ただし、インターネットを利用して内容を確認できる場合は、URL等を記載してください。
- ※2 職員の氏名、生年月日、常勤・非常勤の別、資格の有無、主な経歴について別紙に記載してください。
- ※3 「事業区域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部または一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。
- 変更した項目のみ記載。ただし、施設の名称は必ず記載してください。

福岡市長様

名称

代表者氏名

福岡市一時預かり事業廃止（休止）届出書

標記について、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を廃止（休止）したので、同法第34条の12第3項の規定に基づき届け出ます。

経営者氏名 (法人の名称)	
経営者住所 (主たる事務所の所在地)	
施設の名 称	
施設の所在地	
事業廃止（休止） 年 月 日	年 月 日
廃止（休止） 理 由	
現に便宜を受けて いる乳幼児に対す る 措 置	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

福岡市一時預かり事業(一般型)利用状況実績報告書

(宛先)福岡市長

事業者名 _____
 (実施施設名: _____
 住所・所在地 _____
 代表者職氏名 _____

令和 _____ 年 _____ 月分一時預かり事業の実施状況を下記のとおり報告します。

記

(日)

開所日数	
------	--

(人)

4/1時点の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
延べ利用者数							
(内生活保護世帯減免対象者数)							
(内非課税世帯減免対象者数)							
(内障がい児加算対象者数)							
(内多胎児加算対象者数)							
実利用者数							

理由	時間
リフレッシュ	
通院・出産	
看護・介護	
学校行事	
冠婚葬祭	
就労	
就職活動	
家事・買い物・社会参加	
その他	
合計	

(時間)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
利用時間数							
(内生活保護世帯利用時間数)							
(内非課税世帯利用時間数)							
(内障がい児加算対象時間数)							
(内多胎児加算対象時間数)							

受け入れできなかった理由	件数
定員超過	
子どもの体調等	
市外居住者	
その他 ※理由を欄外に記載	

その他の理由
